第三十八条の四第十八項中「第六十二条の三第四項第八号の三ロ」を「第六十二条の三第四項第八号の二イ」に改め、同条第十九項中「とし、法第六十二条の三第四項第九号に規定する政令で定める建築物は、建築基準法第三条第二項（同法第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。）の規定により同法第三章（第三節及び第五節を除く。）の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けない建築物」を削り、同条第二十五項を削り、同条第二十四項中「第六十二条の三第四項第十一号」を「第六十二条の三第四項第十二号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「第六十二条の三第四項第十一号」を「第六十二条の三第四項第十二号」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「第六十二条の三第四項第十号」を「第六十二条の三第四項第十一号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項中「第六十二条の三第四項第十号」を「第六十二条の三第四項第九号の二」を「第六十二条の三第四項第十号」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項の次に次の一項を加える。

20　法第六十二条の三第四項第九号に規定する政令で定める建築物は、建築基準法第三条第二項（同法第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。）の規定により同法第三章（第三節及び第五節を除く。）の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けない建築物とする。

第三十八条の四第二十六項を削り、同条第二十七項を同条第二十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

27　法第六十二条の三第四項第十四号に規定する政令で定める土地等の譲渡は、土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者である同法第五十一条の九第五項に規定する区画整理会社に対する当該区画整理会社の株主又は社員の有する土地等の譲渡とする。

第三十八条の四第三十三項中「同条第四項第十二号から第十四号まで」を「同条第四項第十三号若しくは第十四号」に、「同条第四項第十二号ロ」を「同条第四項第十三号」に改め、「若しくは認可」を削り、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同条第三十四項中「から第三号まで」を「又は第二号」に改め、「同項第一号に掲げる事業にあつてはその造成に係る一団の宅地の面積が十ヘクタール以上であるものに限るものとし、同項第二号又は第三号に掲げる事業にあつては、同条第四項第十二号」を「同条第四項第十三号」に改め、同条第四十四項中「第六十二条の三第四項第十二号」を「第六十二条の三第四項第十三号」に改め、同条第四十六項中「第二十項」を「第二十一項」に改める。

第三十九条第七項中「より都市再開発法第七十一条第一項」の下に「又は第三項」を加え、「同項」を「同条第一項又は第三項」に改め、同項第一号中「第七十一条第一項」の下に「又は第三項」を加え、同条第十項中「の申出をしたと」を「又は第三項の申出をしたと」に、「同項」を「同条第一項又は第三項」に改め、同項第一号中「第二百三条第一項」の下に「又は第三項」を加える。

第三十九条の七第一項中「第八号」を「第七号」に改め、同条第二項中「施設（」の下に「工場、作業場その他これらに類する施設が相当程度集積している区域として国土交通大臣が指定する区域内にあるもの及び」を加え、同条第五項中「第五号」を「第四号」に改め、同項第一号中「同項第二十号」を「同項第二十二号」に改め、同条第六項中「第六号」を「第五号」に、「耐火建築物又は準耐火建築物」を「耐火建築物等又は準耐火建築物等」に、「同項第十九号」を「同項第二十一号」に改め、同条第七項中「第七号」を「第六号」に改め、「し、同欄に規定する政令で定めるものは、貨物鉄道事業用の電気機関車と」を削り、同条第八項中「第八号」を「第七号」に改め、同項第一号中「。次項第二号イにおいて同じ」及び「。次項第二号ロにおいて同じ」を削り、同項第二号中「次に掲げる船舶で」を「船舶で、」に、「（ハにおいて「船齢」という。）」を「が耐用年数（法人税法の規定により定められている耐用年数をいう。）以下であり、かつ、その期間」に改め、同号イからハまでを削り、同条第二十六項及び第二十七項中「第七号」を「第六号」に改め、同条第二十九項中「第八号」を「第七号」に改め、同条第三十二項第二号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　法第六十五条の八第一項の譲渡をした資産が法第六十五条の七第一項の表の第二号の上欄に掲げる資産（令和二年四月一日前に同欄のイ若しくはロに掲げる区域となつた区域内又は同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。）に該当し、かつ、その取得をする見込みである資産が同号の下欄に掲げる資産に該当する場合における当該取得をする見込みである資産　百分の七十

第三十九条の七第三十六項中「第八号」を「第七号」に改め、同条第四十九項中「第六項」を「第二項の規定により区域を指定したとき、第六項」に改める。

第三十九条の十一第一項中「特例基準割合」を「利子税特例基準割合」に改める。

第三十九条の十三の二第一項中「第六十六条の七第三項及び第六項」を「第六十六条の七第三項及び第七項」に改め、「第六十六条の九の三第三項及び第六項」の下に「、第六十六条の十三第一項及び第五項から第十一項まで」を加え、「寄附金の全額」を「寄附金の額の全額」に改め、同条第五項中「他の非関連者（当該法人から受ける支払利子等があつたとした場合に当該支払利子等が当該他の非関連者の課税対象所得に含まれるものを除く。）」を「次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一　他の非関連者（当該法人から受ける支払利子等があつたとした場合に当該支払利子等が当該他の非関連者の課税対象所得に含まれるものを除く。）

二　当該非関連者（外国法人に限る。）の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等（当該法人から受ける支払利子等があつたとした場合に当該支払利子等が当該非関連者の同法第百四十一条第一号ロに掲げる国内源泉所得（法人税に関する法令の規定により法人税を課さないこととされ、又は租税条約の規定により法人税を免除することとされる所得を除く。）に含まれるものを除く。）

第三十九条の十三の二第二十一項中「「国内関連者」を「国内関連者等」に、「各国内関連者」を「各国内関連者等」に、「非国内関連者」を「非国内関連者等」に、「他の国内関連者」を「他の国内関連者等」に改める。

第三十九条の十五第一項第一号及び第八項中「第八号」を「第七号」に改める。

第三十九条の十七の三第三項中「第十項第三号」を「第十項第四号」に改め、同条第十項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　部分対象外国関係会社（その本店所在地国においてその役員又は使用人がその行う棚卸資産の販売及びこれに付随する棚卸資産の販売の対価の支払の猶予に係る業務を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものに限る。）が当該部分対象外国関係会社に係る次号イ及びロに掲げる者以外の者に対して行う棚卸資産の販売の対価の支払の猶予により生ずる利子の額

第三十九条の十八第三項中「第十九項」の下に「及び第二十五項」を加え、「（当該金額が当該課税対象金額を超える場合には、当該課税対象金額に相当する金額）」を削り、同条第四項中「第二十項」の下に「、第二十六項」を加え、「（当該金額が当該部分課税対象金額を超える場合には、当該部分課税対象金額に相当する金額）」を削り、同条第五項中「第二十一項」を「第二十七項」に改め、「当該金額が当該金融子会社等部分課税対象金額を超える場合には、当該金融子会社等部分課税対象金額に相当する金額）」を削り、同条第十七項中「に規定する」を「及び第四項に規定する」に改め、同条第二十三項中「第六十六条の七第十項」を「第六十六条の七第十一項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十一項中「第六十六条の七第四項及び第六項」を「第六十六条の七第五項及び第七項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十七項中「第六十六条の七第四項」を「第六十六条の七第五項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十項中「第六十六条の七第四項」を「第六十六条の七第五項」に改め、「（第六項に規定する調整適用対象金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を削り、「同条第四項」を「同項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第十九項中